

箕面市立介護老人保健施設の指定管理に係る協定書の一部変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立介護老人保健施設の指定管理者である社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、令和元年8月16日付けで締結した箕面市立介護老人保健施設の指定管理に係る協定書について、下記のとおりその一部を変更する協定を締結する。

記

箕面市立介護老人保健施設の指定管理に係る協定書（令和元年8月16日締結）第7条の次に次の一条を追加する。

（診断書等の交付等に係る事務）

第7条の2 第6条第1項（2）から（4）の実施において発生する診断書、証明書等の交付及び当該文書作成に係る料金（手数料）の徴収・収納に係る事務について、同条第1項で定める業務の範囲とは別に、甲から乙に委託するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有する。

令和7年（2025年）4月1日

甲 箕面市西小路四丁目6番
箕面市長 原 田

乙 箕面市船場西一丁目11番35号
社会福祉法人箕面市社会
会 長 石 田 良